

令和5年度 第7回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

(公 開 用)

令和6年2月22日開催

高野町農業委員会

令和5年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和6年2月22日（木）

●開会時刻 午前9時56分開会

●開催場所 高野山テレワークセンター（旧管理棟）

●出席委員 1番 森脇 伸宣 2番 柳 葵 3番 木村 金男
4番 泉平 和廣 5番 梶部 起左子 6番 西辻 政親
7番 井手上 治己 8番 上田 静可 9番 井阪 晴美
10番 下名迫 勝實

以上10名出席

●出席推進委員

●欠席委員

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・梶部 鐘繁

●関係者

●議事事項

議案第10号 民法第162条第1項の規定による時効取得による
登記官からの照会について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

●議事内容 次のとおり

*****午前9時56分 開会*****

事務局（松本 斉） おはようございます。
すいません定刻より少し早いのですが、ただいまから令和5年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
さて、本委員会ですが、本日、出席委員10名、欠席委員はおられません。
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。
それでは、事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。
梅雨のような天気が続いておりますが、高野山では春を告げる法会の旧正御影供は4月28日の予定です。その頃までは寒の戻りもあるのかなと思います。
先日出張で東京へ弾丸低気圧の後で、まだ雪が脇に残っているような状況でした。
これから春に向けて、作物の種を植えたりとご準備をされると思いますが、重々お気をつけただけたらと思います。
本日の案件は2件と聞いておりますが、慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。
つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。
本日の署名委員は、4番 泉平委員・5番 梶部委員をお願いいたします。
つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条による当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく申し上げます。

議長 あらためて、おはようございます。
先程事務局長からもお話がありましたとおり、寒くなったり暖かくなったりと体の調整が難しいなあと感じます。今年は雨が多く雪が少ない印象ですが、これから暖かくなっていくとは思いますが、これから皆さん体調に気をつけて頑張ってください。
それでは、次第に沿って行いたいと思います。議案第10号民法第162条第1項の規定による時効取得による登記官からの照会について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉） それではすみません。座って説明をさせていただきます。

議案第10号民法第162条第1項の規定による時効取得による登記官からの照会について、農業委員会に意見を求める。令和6年2月22日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵。
では4ページ～6ページをごらんください。

番号・ 農地の所在 番 地目 登記簿 .
現況 . 面積は . . . m²

権利者の住所・氏名 : 番・号
. 氏

義務者の住所・氏名 : 番 . . 号
. 氏

原因 平成・年・月・日 . . .

この案件は、民法162条第1項において、所有権の取得時効について規定しております。

趣旨としては、20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得するものです。

この法律の所有の意思とは、所有者として占有する意思のことです。

平穩にとは、占有者がその占有を取得し、又は、保持するについて、暴行・強迫の行為を用いていない占有をいいます。

公然とは、占有者が占有する物を隠匿しないことをいいます。

以上のことから、権利者及び義務者双方異論がないことや、過去に農地法等の違反行為もないことから、時効取得に問題ないと判断しています。

以上ご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明ございましたが、これについて御質問、御意見ございませんか。

事務局長（茶原敏輝）

この土地は親類の方が取得するのかな。持ち主の方も取得される方も。

事務局（松本 斉）

. . . なのか . . . なのかはわかりませんがおそらく . . . の方だと思います。

議長

これは畑かなにかされているんですか。

事務局（松本 斉）

すべてを使っている訳ではないのですが、奥側を少し . . . として使っているようになっています。

井阪委員

写真では何か機械のようなものとかを置いて荒れ地のようにな

っているように見えますがどういう状況ですが。

事務局（松本 齊） 手前が荒れているのでそのように見えますが、奥側を囲ってされている状態で、定期的に草刈り等は行ってくれていると思います。

議長 他になにかございませんか。
ご意見等がないようですので、議案第10号については「可決」としたいと思います。

つづきまして、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局（松本 齊） 議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、別表農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年2月22日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

8ページをごらんください。今回の申請は・件で新規でございます。整理番号・一・、農地の所在、・・・・・・・・他・筆です。場所については、9ページの航空写真をごらんください。

登記簿は・、現況地目は・。合計面積は・・・・・・・・平方メートル。権利設定は、・・・・権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

転貸をうけるものの住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

利用目的は・です。期間は・年でございます。

整理番号5—3、農地の所在、・・・・・・・・です。場所については、9ページの航空写真をごらんください。

登記簿は・、現況地目は・。面積は・・・・・・・・平方メートル。

権利設定は、・・・・権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

転貸をうけるものの住所氏名、・・・・・・・・、・・・・氏です。

利用目的は・です。期間は・年です。

この転貸を受ける・名については、・・・・・・・・でございます。目的は・・なのか、・・・・なのかはわかりませんが聞いているのは・・と聞いております。

以上です。

議長 はいありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ござ

いませんか。

木村委員 契約の期間が・年とありますが・・をされるには短いのではないのでしょうか。

事務局（松本 斉）の任期は・年あるのですが・年ごとの契約となっています。また以前・・された・・が途中で帰られたということがありますので、・年で契約させていただけたらと思っていますのでよろしくをお願いします。

下名迫委員 何を作るかわからないという話しですが、・・を作るという条件できてもらっているのではないのか。

事務局（松本 斉） . . で来ていただいています、それだけではなかなか食べていけないと思います。さんの弟子としておられるので、ある程度の収入というものも . . さんも考えていただいています。 . . だけに特化して限定しているわけではなく、農家としてご飯を食べていけるように指導いただいている状況です

事務局長（茶原敏輝） . . . の . 人は . の技術の継承としてとして入っていただいています。ただ . も . 年間通してあるわけではないので、市場へ野菜を出して行ってトータルで生計をたてるといった形でやっています。

下名迫委員 富貴にきて農業だけで生計を立てるのは相当な面積の農地が必要になると思うが。

井手上委員 農地利用集積計画の決定についてとあるが、する人が決まっているのであれば一緒にあげてきたらあかんのか。それやったらいっぺんに済むんとかやうか。

事務局長（茶原敏輝） これは と持ち主との提携のところの議決となりますので農業公社と実際使う者との契約は、この議決があってはじめて出来ることになるため、一緒に手続きすることは出来ないこととなっています。

井手上委員 利用権設定を受けるものと利用権設定する者はあっているのか。逆になっているように思うが。

事務局（松本 斉） あくまで・・・に地主は貸して、・・・が・・・に貸すという形になりますので、この表記になります。

事務局長（茶原敏輝） 連名という形でなく、・・・が別々に借りる形になるので資料の上と下に2つに分けてあげさせていただいてということになります。

この議決を持って次の段階に進めますのでどうぞよろしくお願ひします。

議長 他にないですか。

ないようですので、議案第11号については、「可決」といたしますのでよろしくお願ひします。

つづきまして、報告第5号「農地法 3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願ひます。

事務局（松本 斉） 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告する。

令和6年2月22日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

本案件は、11ページに記載の通り、・・・番を含む計・筆の・・・による農地の・・・の届出がありました。

受付番号・の申請者の住所は、・・・、・・・氏です。

農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。以上です。

議長 はいありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

ご意見等がないようですので、報告第5号について「以上」とします。

以上で 予定していました 議案審議は 全て終了しました。その他について、事務局ありませんか。

事務局（松本 斉） 特にありません。

事務局長（茶原敏輝） 前回の宿題について、梶部からお願いします。

事務局（梶部鐘繁） 前回、井手上委員からお話ありました、橋本市の事業について担当の方とお話をさせていただきました。

橋本市では、国庫補助及び県補助がない農業振興地域以外の場所でも公共性のある用水路や農道などの修繕工事とかに対し補助を実

施しているそうです。

総事業費の30%を地元負担金としていただいて事業を実施しているそうです。時にはU字溝などの部材の提供をして、地元で据え付けるといったことをしているとも聞きました。

事業費は上限を設けずに、農業用水路などを対象にしているそうです。

井手上委員

私が言ったのはそういうことではない。私が言ったのは中山間地域等直接支払制度を利用してやっとなるさかいに聞いてもれえたらということを行ったんやで。

事務局（梶部鐘繁）

すみません。私は型にはまらずに、市が単独でしている事業がないかということを知りたいという風に思っていました。橋本市が単独で行っている事業の事と思って勘違いして今回問い合わせしてしまったということです。申し訳ないです。

井手上委員

補助金は農振地域しかみてもらえへん。高野町では花坂と富貴地区になるので制度を利用してやっているのかどうか分からないから聞かせてもらった。花坂では多面的機能支払制度をしているということやけども、結局農振地域以外では補助金を活用できないから、そのほかの地域でも農業はしているんやさかい、そういった制度を町単独事業としてもらえるように、農業委員会で議論して欲しいということを行っている。12月の予算査定までに議論し、農業委員会の意見として、農振地域以外の場所でも同じような制度として町単独でしてもらえるように提案していったらと思って言わせてもらった。直接交付金制度がどれぐらいの規模でやっているかわからないので、前回調べてほしいと言った。

細川・大滝・杖ヶ藪とか耕作放棄地が増えてくる中で、交付金制度と同じような補助金を個人の人に出してもらえたら、草刈りをお願いにしてもやってもらえる可能性が高いと思ったので、そうすれば耕作放棄地も減ってくると思ったので議論して欲しい。

だから工事に対しての補助ということを知っている訳ではない。

事務局長（茶原敏輝）

今の趣旨の話で、梶部君も聞いてもらった中で橋本市ではこういうことはなかったということかと思えます。その中で工事の話が出てきたのかと思えます。橋本市でも今の話ではやっていないのだと思えます。なので、和歌山県・近畿・全国といったところでそういう過疎化、高齢化が進む中で耕作放棄地の対応として市や町・村が手当をやっているところはないかを再度確認して欲しいと思えます。

先程、水路の話が出ましたけど、この間から富貴の地域でも里道水路が痛んで壊れているというお話がありまして、建設課の方で現物支給をするという形になりました。受益者からは農業の部署でなんかないかということで来られたのですが、二重補助はできないということを含め説明させていただき帰っていただいています。里道水路は建設、農業用水路はうちといったように分けていますので、なかなかこれを超えては出来ないところがあります。

ただ、富貴支所として融通をきかせて、地域の方の意見として出来る範囲はあるのかなと思います。何もかもはやれないということをご理解いただきたいです。

上田委員

花坂地区で、去年の6月2日の豪雨で崩れた場所をみてもらってる場所なんやけども、復旧工事の計画はないか。

事務局（松本 斉）

そこは建設課になります。対応できる人が、かつらぎ町とか他所より少ないですが出来ることはしっかりやってもらってるんで。ただ規模とか国の査定の順番とかでも工期は変わってきます。

事務局長（茶原敏輝）

公共に充てられるものは、地元（本人）負担がないけれども、農業で災害復旧をしていくと5%以内の本人負担になるので、出来るだけ公共でと思っていますが、今後はなかなか難しいという話も出ています。

案件数が多いので正確な時期はわかりませんが、建設課で人手が少ない中で頑張っていると思います。

事務局（松本 斉）

農地災害としての災害復旧についてですが、国の補助を受けるには保全管理だけではだめで、耕作していることが条件となります。

議長

他にないかございませんか。

他にないようですのでこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 4 番 _____

署名委員 5 番 _____